

寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第25号

寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例

(寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法第6条第1項の規定」を「育児休業法第6条第1項又は寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年寒川町条例第24号)第9条第1項の規定」に改める。

第9条第1号中「育児休業法第6条第1項の規定」を「育児休業法第6条第1項又は寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。